

# 砂川事件裁判国家賠償

## 請求訴訟ニュース

2019年11月4日発行

【第2号】

### 第2回口頭弁論 開かれる

第3回口頭弁論は2020年2月12日(水)14:00～

東京地裁第103号法廷

第2回口頭弁論および報告集会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。引き続き、第3回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願いいたします！！

#### ◆注目の第2回法廷◆

10月2日14時から東京地裁第103号法廷で開かれた第2回口頭弁論には、約80名に傍聴していただいた。前回より目立ったのが、裁判所側の神経質ともいえるべき対応。初回よりも多くの職員が配置され、開始前から細かな注意事項を傍聴者に繰り返す。それは裁判が始まってからも続いた。何かを恐れている、何かに怯えている感じといったら少し言い過ぎであろうか。

14時、開廷。傍聴席から見て左側が原告団。前列に武内更一、細川潔、山田智明各弁護士、後列に土屋源太郎、坂田和子の両原告。中央の証言台を挟んで右側に国の代理人（高洲昌弘、佐々木亮、米山理）。正面の法壇に大嶋洋志裁判長、両側に斎藤学、上村江里子の各陪席裁判官。

裁判官の「それでは始めます。聞こえますか？」という言葉から口頭弁論はスタートした。

#### ◆弁護団による口頭陳述◆

冒頭、裁判長より、次の法廷が入っているので原告代表の陳述を10分にして下さいとの話があった。裁判所の都合を忖度しなさいと言わんばかりの裁判長の態度が最初から鼻につく。武内弁護士は口頭陳述で、国の答弁書と準備書面(1)の数々の問題点、おかしい点を厳しく追及した。

- (1) 国は6月12日の第1回口頭弁論で、米国立公文書館から見つかった文書に書いてあることについて事実確認をするので認否を留保し、調査に3カ月ほど必要とのことで本日を迎えた。ところが、9月2日に国から出された準備書面を見ても、確認のための調査の結果が出ていない。しかも、本件公文書については存在そのものについて「知らない」と答弁している。
- (2) また、文書の内容についても、マッカーサー大使が実際に書いたものかどうか分からない、などと書いてある。(日本国が米公文書館の文書の信憑性に疑問を呈するとは前代未聞！)
- (3) この文書自体が本当に米国立公文書館にあるかどうかなど、「日本国」として問い合わせればすぐに分かることなのにそれさえもしていない。(確認して本物だと言われたらいいよ否定できなくなり不都合だからしないのか?)
- (4) これらは議論以前の問題で、被告は日本国でありながら、無用に争点を作っている。

武内弁護士は続けて国がとんでもない認否をしていることを明らかにした。

- ① 国の主張は、この文書には田中耕太郎長官からマッカーサー大使が聞いたことが書かれていることだが、マッカーサー大使は田中長官の言葉を通訳を介して聞いていたのだから、その通訳が正確かどうか分からない、あるいは自分の主観も混ぜたりしているのでは、というもの。(国側のあまりの稚拙な弁明には傍聴席からは失笑が漏れた。)
- ② 公文書を改竄したり隠蔽するような日本の官僚と一緒にするな。この文書は、安保改定協議のさなかに、米国の駐日大使が本国の國務長官(日本でいえば外務大臣)に公式に送った文書である。これが正確でなかったら、外交は、歴史は一体どうなるのか!(武内弁護士の畳みかける正論に対して、傍聴席から一斉に「そうだ!」との声があがる。)
- ③ 一般の刑事裁判の裁判長が、裁判の一方の当事者と密会して、裁判はこう進めます、なんてことを伝えていたら。もうそれだけでアウト。(傍聴席から「そうだ! そうだ!!」との声) そのことが当時、分かっていたら、当然田中裁判長は忌避されただろう。そればかりか大スキャンダルになっていたはず。当然、田中裁判長も、その後の裁判官キャリアはなくなったであろう。そういう人物が、この裁判に関わっていた、ということが後で分かった。
- ④ アメリカという国はさまざまな問題があるが、政府が機密にした書類はきちんと保存していて、後に公開するところは大したものだ。(傍聴席、笑) 歴史の審判というものはそういうものではないか。政府は自由に、自分の秘密を隠しておいて、あること自体を隠してしまうことができる。しかし、それでは民主主義は終わりである。独裁国家だ。

この後、被告国は原告側から提出されている3通の準備書面に対する釈明や反論を11月末までに文書で提出すること、次回の口頭弁論を来年2月12日(水)の14時から第103号法廷で開くことを決め、国の代理人と裁判官らは逃げるように14時25分に閉廷した。

#### 【国の「準備書面(1)」による釈明・反論要旨】

- ① 米国による機密文書の公開と判明した事実について釈明を求めたのに対して➡不知(知らない)。
- ② 原告らが米國務省受信電報と主張する文書に当時の田中長官がマッカーサー大使に判決まで数か月は要すると裁判の見通しを伝えていたと翻訳された記載があることは認め、それ以外は不知。
- ③ この文書に田中長官が砂川事件の審理の方針についての意向や審理中の裁判官らの意見が記載されていることは認められない、それ以外は不知。
- ④ この文書に田中長官が砂川事件の判決はおそらく12月になるだろうと述べたとの事実が記載されていることは認めるが、田中長官が砂川事件の結論を示す主旨の話をしたことが記載されていることは認められない、それ以外は不知。
- ⑤ この文書が、マッカーサー大使が当時米国本国に発信した文書であることを認めるに足りる証拠がない。
- ⑥ この文書の記載から田中長官が原告ら主張の言動に及んだとは推認できない。
- ⑦ 原告らが主張する請求権は、消滅時効の完成または除斥期間の経過により消滅した。

#### 【原告の「準備書面(1)」(求釈明)の要旨】

- ① この文書の原本が米国立公文書館に存在する事実について認めるのか。
- ② 国は、この間、米国立公文書館にこの文書の原本の存在を確認しなかったのか。確認したのであれば、その確認の結果を明らかにせよ。
- ③ 国は、確認しなかったのであれば、なぜ米国立公文書館に確認しなかったのか。
- ④ 国は、田中裁判長からマッカーサー大使に伝えられた「裁判情報」および「砂川事件と裁判の進行に関する田中裁判長の考え」の各記載について、一字一句厳密に認否せよ。

### 【原告の「準備書面(2)」の要旨】

国の「答弁書」第2（罰金の返還は刑事再審手続で）との主張に対する反論：

→本件原告は、相当の法的論拠をもって免訴再審請求をしたが、裁判所は法律的に認められていないとの理由で棄却した。よって、民法703条の不当利得返還請求権により罰金各2,000円の返還を請求できる。

### 【原告の「準備書面(3)」の要旨】

国の「答弁書」第4（消滅時効の成立・除斥期間による請求権消滅の主張）に対する反論：

- 消滅時効期間は、免訴再審請求が法律上認められないとの裁判所の判断が確定した2018年7月18日の翌日から起算される。
- 除斥期間20年の経過により権利を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反する場合は、除斥期間の適用は制限されるとした最高裁判例があるが、本件はそれらの事案よりもはるかに正義・公平の理念に反する。

## ◆報告集会◆

15時から衆議院第2議員会館で報告集会が行われた。裁判の傍聴ができなかった方々も含めて約60名の方々が集まり、弁護団と原告による第2回口頭弁論の概要説明、および原告の感想が述べられた。

弁護団代表の武内更一弁護士は、傍聴された方々への感謝の言葉とともに、裁判がこちらのペースに進んでいるとの報告があった。この裁判は、法廷の中でだけ行われているのではない。駐留米軍は違憲とした伊達判決を破棄するためにこのような不当なやり方で出されたのが砂川最高裁判決である、という事実を社会に知らしめていけば、伊達判決は見事に蘇ると話された。

原告の坂田和子は、この文書が本物かどうか分からないなんて稚拙な反論が被告である国側から出てくるとは思わなかった、国の代理人3名も裁判官も、権力者の役割を果たすためにこの裁判に関わっているだけで、そこには正義とか、自分の意志というものはないのだとあらためて実感したとの感想を述べた。

同じく原告の土屋源太郎は、次の第3回の裁判も確定し、裁判が続くので、自分も生きながらえることができる、楽しい場面がまだまだ続く、と笑いを誘った。国は、米国立公文書館に確認すればすぐに分かるものを「信憑性がない」と言ってしまった、正式な公文書でマッカーサー大使のサインもある。再審請求の時と同じように国はドツボに入ってきている。国はこのあと一体どうするんでしょかね。もっともっと、面白くしていきましょう、と話した。

その後も参加者から多くの質問が出され、意見交換も活発に行われた。和やかな内にも、次回に向けて新たな決意を互いに確認し合って、報告集会を終えた。



写真はいずれも報告集会にて

## ◆原告・土屋源太郎より◆ 傍聴席からの掛け声に感動

砂川事件裁判国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が6月12日の開かれた時、傍聴席は満席で中に入れない人が多数いました。裁判長が入廷したとき傍聴席を見て一瞬緊張感を走らせたように見えました。弁護団の訴状説明の時に、傍聴席から「そうだ！」の声も聞こえ、原告の坂田、土屋の陳述が終わるごとに大きな拍手が法廷内に響きました。私もいくつもの法廷傍聴をしていますが、このようなことは初めてで、大変感動し勇気をもらいました。原告、弁護団、傍聴者（支援者）が一体となって、田中裁判長の悪行と日米政府の謀議を暴き闘うぞ、の決意がみなぎっていました。

10月2日の第2回口頭弁論が開かれました。9月2日に被告（国）が出した答弁書で「証拠としてあるアメリカ公文書は、本当にマッカーサー大使が出したものか。公文書で田中が発言したとされていることは、通訳を通したこともあり、マッカーサー大使が都合のいいものを田中の発言としている恐れがある」など、アメリカ公文書とマッカーサー大使の公式報告を否定している被告に対し、武内主任弁護人が「被告はこの3か月間何を調査していたのか、日本の官僚でもあるまいし大使が改ざんなどするはずはない。もう一度調査をやり直せ、と鋭く追及し、時効除斥期間についても判例があることなど力強く述べました。再度調査して回答するよう裁判長が被告側に促し被告が回答した時、傍聴席から「聞こえない、傍聴にわかるように発言しろ」と声があり、裁判長が被告に「大きな声で答えてください」的一幕もありました。傍聴者の権利を主張する勇氣に感謝です。傍聴席には、長年にわたり東京外環道路の訴訟を続けている人たち、神奈川平和総がかり運動を進めている人たち、横浜事件再審裁判原告の木村まきさんなど多彩な人々が、生かす会をはじめとする支援者と一体となってこの裁判を支えていただいている状況がはっきり分かりました。

11月末に被告が行うことになった調査結果の報告が証拠として認めざるを得ないアメリカ公文書の件を、どのように釈明し、どう取繕うのか楽しみです。

今回は、2020年2月12日午後2時からです。法廷闘争を粘り強く続けましょう。一層のご支援をお願いします。

（原告・土屋源太郎）

## ◆原告・坂田和子より◆ この裁判を広げていこう

報告集会でも話した通り、国側の準備書面には驚きました。

これを書いた人たちの顔を見ながら、ハンナ・アーレントの「凡庸なる悪」という言葉が頭に浮かんでいました。彼らは役割として、仕事の一環としてこれを書いた、それ以上でも以下でもないのではないか。だとすれば、この裁判を続けることの意義は、彼らが体現しているように、今まさに思考停止に陥り全体主義的な方向に向かおうとしている（「凡庸」になりつつある）社会に対して、警鐘を鳴らすということではないか。

そんなことを考えた第2回口頭弁論でした。

各種集会などで砂川事件とこの裁判について話す機会をいただくことが増えてきました。もっともっと多くの人に知っていただけるよう、みなさんとともに私ができることをやっていきたいと考えています。

（原告・坂田和子）

支援カンパ振込先（〒振込口座）

**00130-5-433083**

伊達判決を生かす会

通信欄には「国賠支援」とお書きください。

ご住所、お名前も読みやすく、お願いします。

発行：伊達判決を生かす会

共同代表 土屋源太郎 島田清作 吉沢弘久（事務局長）

〒102-0085 東京都千代田区六番町1自治労会館2階

自治退気付

電話 03-3262-5546 FAX 03-3263-2481